

○勝山市地区公民館施設整備費補助金交付要綱

(昭和 51 年 3 月 23 日告示第 10 号)

改正 昭和 53 年 3 月 28 日告示第 12 号 昭和 55 年 4 月 25 日告示第 8 号
昭和 59 年 9 月 11 日告示第 34 号 昭和 60 年 11 月 1 日告示第 37 号
昭和 61 年 7 月 29 日告示第 27 号 平成 3 年 10 月 7 日告示第 36 号
平成 7 年 10 月 26 日告示第 35 号 平成 16 年 3 月 8 日告示第 60 号
平成 17 年 3 月 24 日告示第 55 号 平成 18 年 6 月 8 日告示第 21 号
平成 23 年 7 月 12 日告示第 31 号 平成 26 年 3 月 28 日告示第 147 号
平成 26 年 9 月 2 日告示第 51 号 平成 27 年 3 月 31 日告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、勝山市補助金等交付規則(昭和 47 年勝山市規則第 12 号)に基づき、勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年勝山市条例第 26 号)に規定する公民館以外の公民館若しくは各区集会場(以下「地区公民館」という。)を建設又は改築する者(以下「事業者」という。)に対し助成する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 市長は、前条に規定する施設で社会教育の振興及び住民福祉の増進を図るため、事業者が行う次に掲げる事業に要する 1 件 20 万円以上の経費(敷地購入費及び舗装以外の整地費を除く。)に対して補助金を交付する。

(1) 地区公民館の建設事業

(2) 前号の施設の増・改築及び修繕に要する事業

2 前項の規定にかかわらず当分の間、次に掲げる事業経費についても補助金を交付する。

(1) 勝山市公共下水道の供用開始の告示のあった日から 3 年以内に行う排水設備工事にかかる事業

(2) 勝山市農業集落排水事業の供用開始の日から、3 年以内に行う排水設備工事にかかる事業

(補助の範囲)

第 3 条 補助の範囲は、施設整備事業費の 30 パーセント以内とする。ただし、補助金の額は 200 万円を限度とする。

2 コミュニティ会館整備支援事業実施要領(平成 18 年 4 月 1 日福井県要領。以下「県要領」という。)の規定に基づく指定を受けた事業について、次に掲げる場合の補助金の額は、当該各号に定める額を限度とし、その補助率は、県要領の定めるところによる。

(1) 施設の新築事業の場合 750 万円

(2) 前号の場合に付随して防災用具を整備する場合 150 万円

(3) 既存施設等の修繕事業の場合 225 万円

3 前項の指定を受けた事業については、第 1 項に定める補助の対象としないものとする。

(準用)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けようとするもので、地区公民館建設事業費に対して市から他の補助金等を受けたときは、この要綱による補助金を受けたものとみなす。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。
(滝波川第一発電所減水区間地域振興交付金に係る特例措置)
- 2 滝波川第一発電所減水区間地域振興交付金については、第4条の規定を適用しない。

附 則(昭和53年3月28日告示第12号)

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月25日告示第8号)

この要綱は、昭和55年4月25日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年9月11日告示第34号)

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年11月1日告示第37号)

この要綱は、昭和60年11月1日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。

附 則(昭和61年7月29日告示第27号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成3年10月7日告示第36号)

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則(平成7年10月26日告示第35号)

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成16年3月8日告示第60号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日告示第55号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月8日告示第21号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 7 月 12 日告示第 31 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日告示第 147 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 2 日告示第 51 号)

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 143 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にされた事業に対する補助金の限度額及び補助率については、なお従前の例による。